

公募型プロポーザル方式による企画提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり公募型プロポーザル方式による企画提案を募集する。

令和7年4月3日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 企画提案に付する事項

- (1) 業務名 令和7年度「おかやまマーケティング・ラボ」事業委託業務
- (2) 業務内容 令和7年度「おかやまマーケティング・ラボ」事業委託業務仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 契約限度額 7,724,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 企画提案に参加できる者の資格

企画提案に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 法人格を有していること。
- (3) 本件調達公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、岡山県の指名除外を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（再生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつ、これらの利益になる活動をそれと知りながら行う者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 岡山県の求めに応じて速やかに権限のある者を来訪させることが可能である者であること。
- (9) 岡山県民税、法人事業税、地方法人特別税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

3 業務委託に関する事務を担当する課の名称等

岡山県産業労働部マーケティング推進室
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
電話：(086) 226-7365
FAX：(086) 226-7841

電子メール : marketing@pref.okayama.lg.jp

ホームページ : <https://www.pref.okayama.jp/site/321/967839.html>

4 契約条項を示す場所

上記3に同じ

5 企画提案参加手続等

この企画提案に参加を希望する者は、企画提案参加資格確認申請書（様式第1号）を次のとおり提出しなければならない。

また、企画提案参加者は、契約担当者から提出した書類等について説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(1) 仕様書等の配布期間及び場所

- ① 配布期間 令和7年4月3日(木)から4月14日(月)までの午前9時から午後5時までとする。ただし、県の休日(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2条)第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。)を除く。
- ② 配布場所 上記3の場所に同じ。なお、上記3の岡山県マーケティング推進室のホームページからダウンロードすることもできる。

(2) 企画提案参加資格確認申請書(様式第1号)の提出方法等

- ① 提出期限 令和7年4月14日(月)午後5時(必着)
- ② 提出場所 上記3に同じ。
- ③ 提出書類
 - (ア) 企画提案参加資格確認申請書(様式第1号) <1部>
 - (イ) 会社概要(パンフレット等会社概要がわかるものを添付) <6部>
 - (ウ) 印鑑証明書(受付日前3か月以内に発行された正本) <1部>
 - (エ) 登記事項証明書(受付日前3か月以内に発行されたものの写し) <1部>
 - (オ) 財務諸表(最新決算年度の貸借対照表、損益計算書) <1部>
 - (カ) 納税証明書(最新決算年度の確定申告の法人税・法人事業税の納税証明書の写し、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書の写し) <1部>
 - (キ) (岡山県暴力団排除条例に係る) 誓約書(様式第2号) <1部>

※ただし、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格を有している場合は、(ウ)～(キ)の書類の提出は不要とする。

- ④ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便、配達記録郵便、その他これに準じる方法によるものに限る。)により、提出するものとする。ただし、郵送による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

(3) 企画提案参加資格要件の審査

企画提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この企画提案に参加することができない。

(4) 質問の受付

本プロポーザルに関して質問がある場合は、契約担当者に対して説明を求めることができる。なお、企画提案書提出後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。

- ① 受付期間 令和7年4月15日(火)午後5時まで(必着)
- ② 方 法 質問書(様式第3号)を上記3の宛先に電子メールを送信する方法により提出すること。また、送信した旨を電話連絡し、受け取りの確認を行うこと。
- ③ 回 答 電子メールにより提出された質問書の回答については、随時、上記3の岡山県産業労働部マーケティング推進室のホームページに回答を掲載する。

6 企画提案

(1) 企画提案書等の提出

- ① 提出期限 令和7年4月18日(金)午後5時まで(必着)
- ② 提出場所 上記3の場所に同じ
- ③ 提出書類
 - (ア) 提案書(様式第4号)〈原本1部+写し5部〉
 - (イ) テーマ設定シート(様式第5号)〈6部〉
 - (ウ) 企画提案書【任意様式】〈6部〉
 - (エ) 評価項目の内容に係る説明書(様式第6号)〈6部〉
 - (オ) 当該事業類似事業に係る資料(過去5年の事業一覧)
【任意様式(既存資料可)】※該当がある場合〈6部〉
 - (カ) 見積書【任意様式】〈原本1部+写し5部〉
※見積書には会社名及び役職、代表者名を明記の上、代表者印を押印すること。
- ④ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便、配達記録郵便、その他これに準じる方法によるものに限る。)により、提出するものとする。ただし、郵送による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

(2) 企画提案の説明(プレゼンテーション審査の実施)

提案者は、次のプレゼンテーションに出席し、企画提案の説明を行わなければならない。

- ① 日 時
令和7年4月24日(木)午前9時00分から(予定)
- ② 場 所
オンライン(Zoom)にて実施
※プレゼンテーションの時間等の詳細については、令和7年4月16日(水)以降、各提案者に通知する。
- ③ 結 果
審査結果については、令和7年4月28日(月)以降速やかに、各提案者に通知する。なお、当該結果について、異議を申し立てることはできない。

7 契約

- (1) 業務委託契約書の作成を要する。
- (2) 契約を締結する際に、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内において、提案された内容を変更するよう求めることがある。

8 その他

- (1) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和 61 年岡山県規則第 8 号）第 153 条、第 154 条及び第 155 条の規定による。
- (2) 提案者において、不適切な方法で企画提案書等の評価に影響を与えようとする事及びその他の契約の相手方としてふさわしくない行為や事実が確認された場合、当該提案者は失格とする。
- (3) 企画提案参加確認申請書、企画提案書等の作成に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しないが、その提案者の許諾を得ることなく、本プロポーザルにおける審査以外の目的に使用し、又は第三者に開示することはない。
- (5) 本事業の財源の一部に国庫支出金を充てる予定であるため、当該国庫支出金の予算措置がなかった場合は、業務の内容や委託限度額を変更する場合がある。